

令和2年寒川町教育委員会第2回臨時会議事日程

令和2年6月15日（月）

午前9時45分

東分庁舎第3会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

大 川 委員 杉 崎 委員

3 議 事

議案第12号 令和2年度寒川町一般会計補正予算（6月追加）について

議案第13号 令和2年度 寒川町立小・中学校における夏季休業日について

4 閉 会

議案第 12 号

令和 2 年度寒川町一般会計補正予算（6 月追加）について

令和 2 年度寒川町一般会計補正予算（6 月追加）のうち、教育に関する部分について、別紙のとおり意見を申し出る。

令和 2 年 6 月 15 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 澤 文 雄

提案理由

教育関係費の予算について、議会の議決を得るべき案件が生じたので、寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定に基づき提案する。

寒 教 総 第 号
令和 2 年 6 月 15 日

寒 川 町 長 様

寒川町教育委員会教育長 大 澤 文 雄

令和 2 年度寒川町一般会計予算の補正について

令和 2 年度寒川町一般会計予算（6 月追加補正予算）のうち、教育に関する部分について、別紙のとおり補正されるよう申し出ます。

（事務担当は、教育総務課）

令和 2 年 度

教育 関 係 費 6 月 (追加) 補 正 予 算

(歳出)

10 款：教育費

(単位：千円)

科 目		補正額 (千円)	補 正 の 内 容	
項	目		節	説 明
5 保健体育費	3 学校給食費	488	10 需用費	給食調理員用アイスベスト、交換 用アイスパック 488
		26,529	18 負担金、補 助及び交付 金	町内 5 小学校給食費負担金 26,529
合 計		27,017		

議案第 13 号

令和 2 年度 寒川町立小・中学校における夏季休業日について

令和 2 年度 寒川町立小・中学校における夏季休業日の一部を授業日に変更することについて提案する。

令和 2 年 6 月 15 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 澤 文 雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校臨時休業に伴う授業時間数減少を補うため、夏季休業日の一部を授業日に変更するため提案する。

令和２年度 寒川町立小・中学校における夏季休業日について

1 目 的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校臨時休業により、令和２年度は２ヶ月にわたって授業を行うことができていない。授業時間数減少を補うため、夏季休業日の一部を授業日に変更して授業時間数を確保できるようにする。

2 期 間

〈変更期間〉 7月21日（火）～8月 7日（金）

8月24日（月）～8月31日（月）

上記26日間を授業日と変更する。

※令和２年度夏季休業期間…8月8日（土）～8月23日（日）

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜粋）

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、寒川町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な学校運営に資するために管理運営の基本的事項を定めるものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

（休業日）

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日の一部を授業日とすることができる。

（振替授業）

第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。

- (1) 運動会、文化祭等恒例の学校行事を行う場合
- (2) 教育委員会の承認を受けた場合

2 前項第1号の理由により、授業日と休業日又は休業日と授業日を振り替える場合は、実施日の7日前までに文書により教育委員会に報告しなければならない。

（臨時休業）

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。